



Title	江戸幕府幕領配置の研究
Author(s)	尾崎, 真理
Citation	大阪大学, 2023, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/92011
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏 名 (尾 崎 真 理)	
論文題名	江戸幕府幕領配置の研究
論文内容の要旨 本論文は、統一政権が行う所領配置が、将軍（幕府）と個別領主との私的主従関係（領主制）の問題にとどまらず、幕藩体制の基幹をなすとの立場から、近世中後期における江戸幕府の所領配置のメカニズムを、特に幕領配置政策との関連から明らかにすることを目的としている。本論文では、近世中後期における幕領配置の構造について第一部で、第二部では近世中後期における代官配置の構造についてそれぞれ分析を加えていく。第一部は幕府が所領配置をどのようにおこなったのか、第二部は幕領内において、代官がどのような原則で配置されるかを検討する。 序章「江戸幕府の所領配置研究の課題と幕藩体制」では、従来の所領配置についての研究史と課題を整理するとともに、幕領配置という視角の有効性を述べ、本論文の目的を明らかにする。 第一部「近世中後期における幕領配置の構造」では、幕府の知行割の実施過程や規則の検討から、近世中後期における知行割制度とその運用実態を明らかにする。 第一章「近世中後期における幕領配置政策についての基礎的考察―私領渡差障有無調を中心に―」では、知行割の実施過程を解明しつつ、延享期に幕府が導入する私領渡差障有無調（以降、差障調）制の基礎分析を行い、知行割過程で差障調がどのように機能したのかを明らかにした。この検討により、(一)差障調は、知行割を担当する勘定所が、代官・預所役所を通して私領渡の候補地となった幕領に対して私領渡・分郷の可否を糺したもので、(二)延享期(一七四四―一八)を初見として、一八世紀後半以降幕末期まで全国の幕領において実施されていたこと、(三)調査結果は主に勘定所による知行割案作成の参考とされたが、必要に応じて老中決裁をとる際にも一部の情報が老中に提示されたことを示した。差障調については、天保の上知の事前調査として自治体史の中で見出され、さしたる検討もなく、幕藩体制の中で幕府が民情の動向・推移に留意した「極めて異例」のものとして評価されていたが、本研究により、差障調は、近世中後期において異例ではなく、むしろ幕藩体制に構造的に組み込まれたものであったことを指摘した。 第二章「近世中後期における幕府の幕領配置方針―私領渡差障有無調を中心に―」では、前章に引き続き、差障調制の分析を行い、幕府が差障調制を導入した目的や背景について考察した。差障調制導入の直前に当たる享保末期には、幕府は所領配置において、それ以前の、私領主に難村を宛行わない方針から、私領主にも規模に応じて難村を宛行い、特に利益が高い益地を幕領として確保するという方針を打ち出した。この方針は一連の幕府財政再建策を主導した将軍吉宗のもとで打ち出されたもので、差障調はこれを実現すべく、宛行候補地となった幕領の村況を事前に入念に調査し、幕府利益をできるだけ損なわずに適切な知行割を行うため、享保改革後期である勝手掛老中松平乗呂―勘定奉行神尾春央体制下の延享期に導入されたと考えられる。知行割は元々国絵図、郷帳の情報を基に行われていたが、差障調はこれらでは把握できない支配上の利点・欠点や損益を計るものであった。また、差障調の実施過程において村が提出した書上帳の内容は、各代官・預所役所が一村限帳にまとめる際に、支配所全体や幕府・役所の利害等も勘案して必要に応じて修正され、勘定所に報告された。ここで代官らが示したのは経済的有益性以外にも、地域の存立や御用遂行上の問題も含めて総合的に幕領に残すべきか否かであった。特に諸継立、役負担、役所御用など、幕領支配はもちろん国家支配の基盤としての幕領の機能が損なわれないように宛行地を選定する上でも機能した。 第三章「近世中後期における所領替をめぐる政治過程と知行割制度―秋田藩の村替交渉を事例に―」では、秋田藩の村替交渉記録を取り上げ、村替の知行割規則の詳細を明らかにした。村替の知行割規則について、(一)村替の方法は表向高替と物成詰のみであること、(二)村替における物成詰は、上知・代知双方の貢租収納量を完全に一致させるため、損得がない(等価交換)こと、(三)高替は、貢租収納量に拠らず、石高で引き替えるため、損得が生じること、従って首尾の良し悪しで引き替える時は高替を用い、首尾がよい者は褒賞として高免地、首尾が悪い者は処罰として低免地に引き替えること、(四)物成詰と高替の他に、やむを得ない事情がある場合に限り勘定所内の内調として、石代詰などの例外措置が採られることはあるが、この場合、表向は物成詰とされ、外部には非公表であったことなどが明らかになった。また、このような制度下で、秋田藩は争論防止を主たる目的に、大沢郷四ヶ村を自領に編入するべく幕府役人らに贈賄工作して村替の内定を勝ち取り、ついで物成詰では秋田藩に損失が生じることを主張し、	

内定していた物成詰から石代詰に村替の方法を変更するよう求めて引き続き幕府役人らに贈賄工作し、結果として石代詰は実現しなかったものの、物成詰より損失が少なくなる高替に変更させたことを明らかにした。また、所領替の内願の審査には、実施の可否を決定する段階と、所領替において具体的にどの所領を割り当てるか（知行割）との二段階があるが、前者が将軍上意(実質的には多く老中判断)に拠るのに対し、後者は勘定所の技術的な処理にかなりの程度委ねられていたことを明らかにした。

第四章「家斉期における知行割制度の運用実態と天保の改革」では、水野忠成政権期を中心に、家斉期における知行割制度の運用実態を明らかにするとともに、それが幕府財政に与えた影響とその後の制度展開を明らかにした。大沢郷村替一件において、村替願に理解を示した幕府役人は、佐竹家が本来村替が認められにくい国持大名であったにもかかわらず、村替願の理由を、秋田藩の本来の目的であった境目争論の防止から、判物の趣旨貫徹に変更させて村替実施の必要性を訴え、さらに幕府にとって大沢郷を幕領に据え置く利はないこと、下野領との交換は幕府に不利益をもたらすものではないことを主張し、村替を実現させた。さらに、当初内定していた物成詰では秋田藩に不利益があることと、高替にしてもなお幕府に不利益はないことを証明して、村替方法を高替に変更させることに成功した。しかし、後者の証明は秋田藩の贈賄工作を受けた勘定所役人によって改竄された虚構の数値によってなされており、忠成政権期の金権政治の特徴と考えられる。当該期における幕府役人による不正運用により、知行割制度は骨抜きにされていたのである。(二)秋田藩がこの村替による実損益を算出したところ、毎年金六〇〇両以上の増益となることがわかった。郷帳で把握される貢租収納では、支配の上で生じる様々な利点・欠点を十分に把握することは不可能で、また私領主も自身にできる限り有利になるように報告する可能性があった。対して幕府は、延享期以降幕領に対して差障調を行ったり、私領についても、隠密や現地代官に状況報告をさせたり、時に私領主に直接質問するなどして各所領の実態把握に努めていた。しかし、隠密の派遣は私領主に感知されて事前に対策をとられ、代官にも私領主が手回しするなど、これらの対策も十分に効果を発揮し得ていなかった。全国政権である幕府は幕領については代官や預所役人、私領については私領主から上げられる情報に依存せざるをえず、ここに知行割制度の制度的限界をみた。(三)忠成政権期のみならず、家斉期全般において私領主への優遇的所領替は横行しており、それは幕府収入の減少に直結した。これには続柄大名や家斉側近らへの度重なる加増による高の減少もあるが、優良地が私領に渡ったことも影響しており、知行割制度を厳格化し、幕府役人らの恣意的運用をより制限する必要が生じた。そこで、天保改革期には、勘定所限りでの知行割の運用に制限が設けられたほか、減知において上知村と残留村を同免に設定することが決められ、高替の場合も、貢租収納量の数値に基準が設けられた。

第二部「近世中後期における代官配置の構造」では、幕府の直轄地たる幕領を支配する郡代・代官の支配区域の設定や割り直しをする代官割の検討から、近世中後期における代官の配置原則を明らかにするとともに、度重なる配置替により、いわゆる「封建官僚化」した代官が、実際の幕領地域においてどのような役割をになっていたかを明らかにした。

第五章「近世中後期における幕府の代官配置原則」幕府の代官配置原則の成立過程およびその原則の追究を通じて、近世中後期の代官編成方法を解明した。その流れをまとめると、享保一〇年(一七二五)の代官役所経費支給制成立に伴って、代官の支配高に応じた給付基準が設定され、元文～延享期(一七三六―四八)頃にその基準に基づいて代官所高から算出した極高が代官の序列を示す指標として設定された。これにより極高の増加は代官の昇級を意味することになったため、代官所の他に極高に反映されない当分預所を設けることで、割余高の調整を行うとともに、端数処理を利用した支給経費節減を行っていた(当分預所制の成立)。続いて明和～安永期(一七六四―八一)には極高に加え、役職や家筋に照応した序列の規定が設けられ、代官職内の秩序が整備されていく。天明期(一七八一―八九)には制度と運用実態との齟齬が解消され、その確立をみるとともに代官配置原則がほぼ完成をみた。

補論 「近世後期における幕府備荒貯蓄政策と代官支配―畿内幕領村を対象に―」では、寛政改革以降、全国の幕領で実施された備荒貯蓄政策において幕領代官がいかなる機能を果たしたかを解明する。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (尾 崎 真 理)	
論文審査担当者	(職) 氏 名
	主 査 大阪大学 准教授 野村 玄
	副 査 大阪大学 教授 飯塚 一幸
	副 査 大阪大学 教授 伴瀬 明美
論文審査の結果の要旨	
以下、本文別紙	

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目：江戸幕府幕領配置の研究

学位申請者 尾崎 真理

論文審査担当者

主査	大阪大学准教授	野村 玄
副査	大阪大学教授	飯塚 一幸
副査	大阪大学教授	伴瀬 明美

【論文内容の要旨】

本論文は、吉宗政権期から家斉政権期の江戸幕府による直轄領と大名に委託した預所の配分・運用の実態に焦点をあて、近世中後期の幕府の幕領に対する基本的立場・認識と幕藩制存立の論理の解明を目指した論文である。

本論文は、2部で構成され、5つの章と補論のほか、序章と終章がある。うち2つの章と補論が査読誌に掲載されたものを元にしており、ほかは書き下ろしの新稿である。分量は、1頁あたり51字×17行で註・図表を含めて275頁、400字詰め原稿用紙換算にして約596枚である。

「序章 江戸幕府の所領配置研究の課題と幕藩体制」では、従来の研究が幕領の配置を論ずる際、おもに改易や転封を素材として所領の移動や増減に焦点をあて、おもに数量的分析・傾向分析を行っていたこと、幕府の強力な権限の存在を前提とした幕府の専制性を指摘してきたいっぽう、幕末期の変容から幕藩制の解体を展望してきた点を批判する。すなわち、本論文は、従来の研究が幕領の支配の実態やそれをふまえた大名・旗本・代官への領知の配分の仕組みを解明せぬまま推移してきたことを問題視しており、これまで未解明であった幕府の領知支配と配分の仕組みの内容次第では、幕藩制の解体について幕府の専制性の減退過程としてのみ説明するわけにはいかならうという立場である。したがって、本論文は、従来不明な点の多かったところの、幕府が大名や旗本に幕領を私領として渡し、また幕府が代官に幕領の支配を委ねる際の手続きの解明を目指すのである。

「第一部 近世中後期における幕領配置の構造」では、「第一章 近世中後期における幕領配置政策についての基礎的考察―私領渡差障有無調を中心に―」において、延享期に導入されたと想定される私領渡差障有無調制を具体的に解明し、その調べの実施者・対象者・内容・制度的変遷とともに、これまで必ずしも明らかではなかった知行割の実行手続きもほぼ確定させた。また、「第二章 近世中後期における幕府の幕領配置方針―私領渡差障有無調を中心に―」では、第一章の結果をふまえ、そのような制度の目的について、幕府の経済的基盤を強化するため、領知宛行の対象候補地を選定する際に年貢収納率等の良好な土地を確保することと、困窮地の保護、現地支配に伴う当事者間の利害の把握を目指すものであったと指摘し、松平乗邑と神尾春央が主導して延享期に導入したものとした。また、調べを実施することは、逆に幕府の専断による領知宛行を不可能としたとも述べた。「第三章 近世中後期における所領替をめぐる政治過程と知行割制度―水野忠成政権期における秋田藩の村替交渉を事例に―」では、所領替の利害当事者に焦点をあて、天保期における出羽国の佐竹氏による所領替運動の実態の

解明を通じ、それに対応する幕府側の論理と制度的問題を考察する。「第四章 家斉期における知行割制度の運用実態と天保の改革」とあわせ、佐竹氏による村替願への幕府関係者の対応ぶりから、実際には幕府に不利益となる村替であったにもかかわらず、もはや佐竹氏も理解できない幕府勘定方の複雑怪奇な計算式により、幕府の利益を擁護するはずの知行割制度が骨抜きとされ、かえって幕府の経済的基盤の弱体化が進行したことも指摘した。

「第二部 近世中後期における代官配置の構造」では、「第五章 近世中後期における幕府の代官配置原則」において、享保期に成立した代官役所経費支給制をふまえ、経費の支給は代官の支配高に応じて行われ、そこで算出された極高と称されるものが代官の序列を示す指標となるとともに、その極高の増加は幕府の財政を圧迫することから、それとは別の指標が設けられ、経費の支給に伴う調整が図られたことなどを明らかにした。「補論 近世後期における幕府備荒貯蓄政策と代官支配―畿内幕領村を対象に―」は、代官の職務のうち、「別囲」と称する備荒貯蓄の実施に果たした代官の役割を見たが、幕末期に貯穀の機能は失われていくとした。

「終章 近世中後期における幕領配置政策の展開―幕政との関連を中心に―」では、本論文の成果をまとめ、私領渡差障有無調への注目は、領知宛行や所領替を領主層内部の事柄としてのみ捉えるのではなく、領主と領民の関係をふまえたものとして理解する視角として有効であることを強調し、そのような視角が幕藩制の論理と地域社会の論理とを分けて議論する傾向にあった従来の諸研究を接合させることにもつながると述べている。

【論文審査の結果の要旨】

本論文の成果は、従来不明な点の多かった江戸幕府の知行割制度の実態について、近世中後期の長期間にわたり、私領渡差障有無調や高替・物成詰・極高などの運用の詳細に注目し、幕府の内部手続きや幕藩間の折衝、また代官の処遇の変遷を追うことで体系的に解明したことである。これは本論文の独自性であり、その独自性は諸史料の博搜・活用に支えられている。広範な史料調査に基づく実証の水準は高く、大いに評価すべきことである。

しかし、その史料の使用の方法とそれらに基づく叙述について、史料の過剰な引用によって叙述が冗長で力業となり、また「知行権を著しく擬制化した」(4 頁)など先行研究の表現を無批判に受容する点が見受けられ、叙述が厳密な史料批判と解釈のうえでなされているのか、疑問を抱かせる場面もあった。例えば、私領渡差障有無調における幕府の質問項目のうち、「私領ニ相成、御料之節と替り、地頭勝手ニ相成候儀有無」を問うた意図について、20 頁では「地頭」による「勝手な施政」の有無を問うたと解釈し、60 頁～61 頁で預所願の事例をもとに説明を加えるが、ここで幕府はその場所が私領主の「勝手賄」に組み込まれたことがあるかどうかを問うているのであり、「勝手」は現代語と同義ではない。また、本論文では、幕府の領知宛行権に注目するが、本論文では、所領替をはじめとする事案の最終決裁権者が誰であるのかを一貫して保留し、結論を出していない。むしろ老中を重視しているようである。研究史的には、近世中後期の将軍権力のありようの解明が求められており、この問題は、本論文で引用した諸史料を厳密に解釈すれば、ある程度の結論を得られたはずである。惜しまれてならない。

また、本論文の研究史整理において、改易や転封に注目して論じてきた先行研究への批判として、本論文が所領替・知行割での分析を対置させたことの有効性には議論の余地があろう。近世中後期の幕府の支配の問題として、本論文の解明した幕府内部の情報管理の杜撰さなどもふまえ、より説得的な別の課題設定が可能であったのではなかろうか。また、序章でふれた幕藩制の解体の論理について、申請者なりの展望も示されるべきであった。

このように、本論文は、研究史的に重要な意義を有することは間違いのないものの、なお改善すべき問題点が多く残されている。残念ながら誤植も多い。だが、それらの問題点は、今後の申請者の研究活動を通じて修正・再検討されるものと思われ、本論文の学術的価値を根本的に損なうものではない。

よって、本論文を博士(文学)の学位にふさわしいものとして認定する。